

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点	
環境・体制整備	1	7		スペースについては、国の定める基準では児童一人当たり2.47㎡となっており、基準以上のスペースが確保されています。		
	2	7		国の基準では、1つの事業所に児童発達支援管理責任者・管理者を1名以上配置し、職員数は児童10名までに2人、それ以上の児童が利用する際には児童5名につき職員を1人ずつ増員するよう定められており、基準以上の職員がおります。		
	3	7		教室の床にビニールテープを貼る、パーテーションで囲うなど活動に応じて視覚的に分かりやすい環境を整えております。 バリアフリー化に関しては現在、車椅子を利用する児童の在籍がなく、スロープや手すり等はありませんが、玄関を開く室内は車椅子にも対応可能となっております。 また、児童が荷物整理して置きやすいうちにロッカーの色分けや、学習する机に児童の名前を記載することでスムーズに着座できるような環境づくりにくわい、一日のタイムスケジュールを把握できるようにホワイトボードに書き、児童・職員が把握できるようにしております。 今後も必要に応じて設備を検討してまいります。		
	4	7		当事業所は中高生の児童も多く在籍しているため、療育の一環として毎日、児童と共に清掃活動をおこない、教室内の清潔を保っております。 また、個別療育、集団活動により机の配置を変更したり、パーテーションで区分けしたりと活動に合わせて切り替えがおこなえるような環境づくりや季節に合わせた壁紙や製作を飾ることで児童が心地よく過ごせる空間づくりにとめております。		
	5	7		必要に応じて、こどもが個別の部屋や場所を使用することが認められる環境になっているか。	必要に応じて個別の部屋に移動したり、パーテーションを使い空間を区切って集中できる環境を整えております。	
業務改善	6	7		定期的な近隣事業所との合同ミーティングや月1回のリフレクション会議にて検討事項や連絡事項の共有をおこなっております。 また、リフレクション会議とは別に業務連絡、療育内容の確認、相談などを事業所内でおこない、業務改善につなげております。 会議内容は会議録に残し、当日参加できなかった職員へ周知しております。		
	7	7		保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	保護者様へのアンケートは毎年実施しております。 保護者様全てのご意向を確認し、アンケートを基に職員間で話し合い、業務改善につなげております。	
	8	7		職員の意見を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	月1回リフレクション会議を設け、業務について振り返り、意見を話し合っております。	
	9	3	4	現時点では第三者評価は実施できておりません。	第三者による外部評価については今後の課題として検討してまいります。	
	10	7		職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	内部研修では本社配信の研修動画を視聴しております。 視聴後は確認テストを受け、内容の理解につなげております。 外部の研修にはzoomにて参加し、研修の内容は事業所内や近隣の事業所と共有し、職員の資質向上につなげております。	
	11	7		適切に支援プログラムが作成、公表されているか。	公式Webサイトで公表しております。	
	12	7		個々のこどもに対してアセスメントを適切に行い、こどもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、放課後等デイサービス計画を作成しているか。	より良い支援のためにアセスメントを適切におこない、しっかりと保護者様からの情報を聞き取り、記録し、保護者様と利用児童のニーズを最大限に活かせるように支援計画を作成しております。	
	13	7		放課後等デイサービス計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、こどもの支援に関わる職員が共通理解の下で、こどもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	個別支援計画作成前の支援会議を行い、対象児童について話し合い、共通理解の元、検討をおこなっております。	
	14	7		放課後等デイサービス計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	一人ひとりの支援計画内容は、全職員に周知・共有し個々の計画に沿った支援を提供しています。	
	15	7		こどもの進捗行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、日々の行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	標準化されたアセスメントシートを使用し、状況の把握につとめております。	
16	7		放課後等デイサービス計画には、放課後等デイサービスガイドラインの「本人支援」、「家族支援」、「移行支援」及び「地域支援・地域連携」のねらい及び支援内容も踏まえながら、こどもの支援に必要な項目が適切に設定され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか。	児童発達支援のガイドラインを遵守し、児童の状況や保護者様のニーズに基づき、具体的な支援内容が設定された支援計画を作成しております。 支援計画は計画立案や内容を適応期間の定めに関係なく、必要に応じてその都度見直ししております。		
17	7		活動プログラムの立案をチームで行っているか。	全職員が日々の支援の中で児童の様子を観察し、情報共有と検討会議をおこなううえで立案しております。		
18	7		活動プログラムが固定化しないよう工夫しているか。	日々の活動内容・支援が固定化しないよう季節を取り入れた製作やお楽しみ会、レクレーションに加えて、休日や長期休暇には図書館訪問や買い物学習をおこない、児童一人ひとりの発達段階や状況に応じてのプログラムを計画しております。		
19	7		こどもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせ放課後等デイサービス計画を作成し、支援が行われているか。	個別療育を基本としています。また、集団活動も取り入れながら児童の特性に応じた支援計画を作成しております。 また、支援計画作成では、その都度見直し、作成した支援計画のかを十分に協議することが重要だと考えております。		
20	7		支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。	毎日、職員で打ち合わせを実施し、療育や活動に応じた職員配置や環境設定をおこなっております。 その日に担当する児童のみならず、児童全員の情報を共有し、支援にあたるのが大切であるとと考えております。		
21	7		支援終了後は、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	支援終了後、または翌朝に職員間で支援内容の振り返りをおこない、情報共有しております。 通記録をもとに成果に繋がらぬことや支援に工夫が必要な点について話し合い、次の支援に取り入れるようしております。 勤務の関係を打ち合わせに参加できない場合は、連絡ノートを活用し、共通理解に努めています。		
22	7		日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	児童ごとに療育内容や課題について日々記録しております。 保護者様の気になることや園・学校との先生方からの共有事項についても記録し、職員間で情報共有しております。		
23	7		定期的にモニタリングを行い、放課後等デイサービス計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	半年ごとに必ずモニタリングを実施し、児童の状況や保護者様のニーズを把握、分析し、療育目標の見直しをはかっております。 また、利用児童の状況によっては、見直しや改善点、その他緊急の課題があれば、その都度見直し、作成した支援計画は保護者様に確認後、納得の上、同意のサインをいただいております。		
24	7		放課後等デイサービスガイドラインの「4つの基本活動」を複数組み合わせて支援を行っているか。	放課後等デイサービスのガイドラインを遵守し、児童の状況や保護者様のニーズに基づき、具体的な支援内容が設定された支援計画を作成しております。 支援計画は計画立案や内容を適応期間の定めに関係なく、必要に応じてその都度見直ししております。		
25	7		こどもが自己選択できるような支援の工夫がされている等、自己決定する力を育てるための支援を行っているか。	清掃活動時などの場所をするか児童の意見を聞いたり、余暇の時間に自分の好きな活動を選んだり自己選択の機会を設けております。		
関係機関や保護者との連携	26	7		障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参加しているか。	児童発達支援管理責任者が参加しております。 状況に応じて、該当利用児童と関りの深い職員が同行する場合もございます。 会議の内容は持ち帰り、職員間で共有しています。	
	27	7		地域の保健、医療（主治医や協力医療機関等）、障害福祉、教育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	関係機関との会議にも積極的に参加し、いただいた情報は支援に活用しております。	
	28	7		学校との情報共有（年間計画・行事予定等の交換、こどもの下校時刻の確認等）、連絡調整（送迎時の対応、トラブル発生時の連絡）を適切に行っているか。	行事予定や下校時刻等を用紙にていただいております。 また、学校送迎時や電話連絡にて情報共有にとも、急な変更にも対応できるように、日頃から連携をしております。	
	29	7		就学前に利用していた保育所や幼稚園、認定こども園、児童発達支援事業所等との間で情報共有と相互理解に努めているか。	就学前に学校や相談員、各関係機関とともに会議をおこない、情報共有と相互理解を図っております。	
	30	7		学校を卒業し、放課後等デイサービスから障害福祉サービス事業所等へ移行する場合、それまでの支援内容等の情報を提供する等を行っているか。	担当者会議などをおして支援内容の情報共有・相互理解を図り、移行先でも活動に役立てていただけるよう心がけております。	
	31	3	4	地域の児童発達支援センターとの連携を図り、必要等に応じてスーパーバイズや助言や研修を受ける機会を設けているか。	現在、児童発達支援センターや専門機関との連携までにはなっておりません。	今後は関係機関との連携を目指し、研修や助言を求めています。
	32	1	6	放課後児童クラブや児童館との交流や、地域の他のこどもと活動する機会があるか。	本年度は事業所発足の交流機会は持っておりません。	保護者様のご意見を伺いながら交流機会が設けられるように検討し、準備してまいります。
	33	5	2	（自立支援）協議会等積極的に参加しているか。	中津市障害者自立支援協議会・こども部会委員入り、定期的におこなわれている部会に参加させていただいております。	日程の調整が難しい場合もありますが、自身に必要な研修・講演等に参加できるように努めています。
	34	7		日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達の状況や課題について共通理解を持っているか。	連絡帳にその日の取り組んだ療育内容や児童の様子を記載するとともに、送迎時には保護者様へ直接お伝えしております。 その際、ご家庭での困り事や要望をおうかがいし、共通理解につとめております。 また、必要に応じて電話連絡や家庭訪問もおこなっております。	
	35	6	2	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム（ペアレント・トレーニング等）や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	送迎などの機会に保護者様のお悩みやお困りごとをお聞きし、助言やコンパスで実施して効果的だった支援方法などをその都度お伝えしております。 またご家庭での協力が必要な場合は内容を提案し、可能な範囲で取り組んでいただいております。 ご要望や必要に応じて面談をおこなうなど、保護者様に寄り添う支援を心がけております。	今後も保護者様の対応力向上を図り、考えられるニーズに応えていけるよう、寄り添った支援をおこなってまいります。
保護者への説明等	36	7		運営規程、支援プログラム、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	契約時にご納得いただけるよう丁寧な説明を心がけております。 契約後でもご要望いただきましたら改めてご説明させていただきます。納得のうえでご利用していただけるようつとめてまいります。	
	37	7		放課後等デイサービス提供を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点から踏まえて、こどもや保護者の意向を確認する機会を設けているか。	より良い支援のために定期的にアセスメントやモニタリングをおこない、面談の中でお聞きした保護者様や児童のニーズを最大限に活かせるように支援計画を作成しております。	
	38	7		「放課後等デイサービス計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から放課後等デイサービス計画の同意を得ているか。	児童発達支援管理責任者が保護者様へ支援計画を示しながら支援内容の説明をおこない、保護者様の同意が得られるから署名・捺印をいただいております。	
	39	7		家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	モニタリングや保護者様からの依頼で担当者会議や面談を開いております。 また、送迎時にご相談を受けた際にご家庭で実践しやすい対応方法は提案所に持ち帰り職員間で話し合い、後日返答するようしております。 より良いアドバイスをおこなえるよう今後も支援に関する知識を深めてまいります。	
	40	1	6	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。	事業所主催の保護者会等の支援は開催できておりません。	プライベート保護の観点からも開催にはアンケート等を実施し、保護者様の意向にも配慮し、慎重に検討してまいります。
	41	7		こどもや保護者からの苦情について、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、苦情があった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	保護者様のご意見やご相談については、一つ一つ迅速、丁寧な対応を職員一同つとめてまいります。 また、重要事項説明書にお客様相談受付窓口を記載し、契約時に丁寧に説明させていただいては、保護者様の意見は真摯に受け止め、迅速かつ適切に対応をおこなっております。	
	42	7		定期的な連絡を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。	月に1回発行している「事業所だより」で1か月の行事予定や児童の療育や活動の様子を写真等を交え掲載しております。 「コンパスだより」も季節ごとに配布し、ご家庭で役立つ情報やSNSでもさまざまな情報提供につとめております。 ご意見のある伝達方法については事業所内で見直しをおこない、対応してまいります。	
	43	7		個人情報の取扱いに十分留意しているか。	個人情報の使用や使用後の処理、保管については細心の注意を払い、鍵付きの書庫にて厳重に保管しております。	
	44	7		障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	連絡帳や送迎時に保護者様とお話しする際は、本日の出来事や様子を分かりやすい言葉で伝えるよう心がけております。 また、重要な連絡に関しては口頭だけでなく書き面を加えてお知らせしております。 児童とは発達段階に合わせ、口頭以外にも絵カード等を使用し、視覚からも情報が伝達できるように工夫しております。	
	45	4	3	事業所の行事に地域住民を招待する等、地域に開かれた事業運営を図っているか。	現時点では事業所行事に地域住民を招待する企画は実施できておりません。	
非常時等の対応	46	7		事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防災マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	各種マニュアルを策定し、保護者様がいつでも閲覧できるように玄関に掲示しております。 職員にはマニュアルの内容を周知するとともに、定期的に見直し、現状に合ったものに更新しております。 また、未所する機会をおい保護者様に向けても事業所だよりなどでお知らせをおこなってまいります。	
	47	7		業務継続計画（BCP）を策定するとともに、非常災害の発生に備え、定期的な避難、救出その他必要な訓練を行っているか。	年に4回（火災・地震・不審者・水害）の防災訓練を実施しております。 当事業所は海に近く浸水の危険性も十分に考えられます。そのため今年度も中津市が主催した高濃水害や津波に関する研修に参加し、その内容に沿った避難訓練を実施いたしました。	
	48	7		事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を把握しているか。	アセスメント時に保護者様に必ず確認し、職員間で共有しております。 服薬する場合は保護者様より、与薬依頼書にて事前に同意をいただいております。	
	49	7		食物アレルギーのあることについて、医師の指示書に基づく対応がされているか。	契約時に保護者様から丁寧に聞き取りをおこない、職員間で情報共有できるようにリスト化し、個人情報配慮した上で、職員のみが取り出しやすい場所に掲示しております。 お菓子を配布する際やおやつを作る際には成分・種類等配慮しております。	
	50	7		安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分な状態で支援が行われているか。	年間計画を立て、事業所の点検や避難訓練をおこなっております。 また、PDCAサイクルの観点から定期的な安全計画の見直しや必要に応じて変更もおこなっております。	
	51	7		こどもの安全確保に関して、家族等との連携が図られるよう、安全計画に基づく取組内容について、家族等へ周知しているか。	災害時の避難所や児童の受け渡し場所、連絡先などお知らせいたします。 また、避難訓練の様子などは連絡帳や事業所だよりにてお知らせしております。	
	52	7		ヒヤリハットはほんの少しの油断から起こりうる事象なので、少しでも「ヒヤリ」とした場合には報告書を作成するようにしております。 特に重要な原因究明と再発防止のため、必ず職員間で話し合いをおこない、共通理解をはかり事前の事故防止につとめております。	ヒヤリハットはほんの少しの油断から起こりうる事象なので、少しでも「ヒヤリ」とした場合には報告書を作成するようにしております。 特に重要な原因究明と再発防止のため、必ず職員間で話し合いをおこない、共通理解をはかり事前の事故防止につとめております。	
	53	7		虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	事業所に虐待防止責任者を2名選定しております。 また、虐待防止のための検討委員会を設置し、定期的に開催し、その内容は職員へ周知してまいります。 事業所内研修や外部研修に参加し、職員間で虐待防止の認識を深めております。	
	54	7		どのような場合にもやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、放課後等デイサービス計画に記載しているか。	利用契約書に準じ原則身体拘束をおこないませんが、万が一自傷、他害行動などにより支援に支障をきたすと考えられる場合に限り、やむを得ず身体拘束に踏み切る場合は、児童や保護者様に十分な説明をおこない、承諾を得て支援計画に記載するようにつとめてまいります。	

〇この「事業所における自己評価結果（公表）」は、事業所全体でおこなった自己評価です。